

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（介護分）交付要綱

（目的）

第1 介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があるため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱（令和2年6月19日付け老発0619第1号厚生労働省老健局長通知別紙。（以下「実施要綱」という。））及び令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日付け厚生労働省発子0630第2号・同発障0630第1号・同発老0630第1号厚生労働事務次官通知別紙）に基づき、民間事業者等が行う感染拡大防止対策等に要する経費に対し、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び交付額の算定）

第2 この補助金の交付対象は、令和2年4月1日から令和3年3月末日までに実施した実施要綱3（1）及び（3）の事業とし、区分、基準額、対象経費は、別表第1から第3のとおりとする。

2 補助金の交付額の算定については、次のとおりとする。

（1）別表第1及び第3については、第1欄に定める対象施設事業所ごとに、第2欄に定める基準単価と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（2）別表第2については、第1欄に定める対象施設事業所ごとに、第2欄に定める基準単価に対象事業を実施した利用者数を乗じた額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更とする。

（申請の取下げ期日）

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（財産の処分）

第5 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部

を県に納付させることがある。

(補助金の額の確定等)

第6 知事は、規則第13条の提出を受けた場合には、報告書等の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

(補助金の支払)

第7 知事は、第3及び第7の規定により交付すべき額の確定をしたのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合には、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前号ただし書きの規定により補助金の支払いを受けようとするときは、原則として、様式第6-1号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第9 補助事業者は、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて

補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第4のとおりとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

別表第1（第2第1項関係）

1 区 分	2 基準額	3 対象経費
通所介護事業所（通常規模型）	892 千円／事業所	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、工事請負費、原材料費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金
通所介護事業所（大規模型（Ⅰ））	1,137 千円／事業所	
通所介護事業所（大規模型（Ⅱ））	1,480 千円／事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	384 千円／事業所	
認知症対応型通所介護事業所	375 千円／事業所	
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	939 千円／事業所	
通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅰ））	1,181 千円／事業所	
通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅱ））	1,885 千円／事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	44 千円／定 員	
訪問介護事業所	534 千円／事業所	
訪問入浴介護事業所	564 千円／事業所	
訪問看護事業所	518 千円／事業所	
訪問リハビリテーション事業所	227 千円／事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508 千円／事業所	
夜間対応型訪問介護事業所	204 千円／事業所	
居宅介護支援事業所	148 千円／事業所	
福祉用具貸与事業所	148 千円／事業所	
居宅療養管理指導事業所	33 千円／事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所	475 千円／事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	638 千円／事業所	
介護老人福祉施設	38 千円／定 員	
地域密着型介護老人福祉施設	40 千円／定 員	
介護老人保健施設	38 千円／定 員	
介護医療院	48 千円／定 員	
介護療養型医療施設	43 千円／定 員	
認知症対応型共同生活介護事業所	36 千円／定 員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上）	37 千円／定 員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下）	35 千円／定 員	

別表第2（第2第1項関係）

1 区 分		2 基準額	3 対象経費
通所介護事業所（通常規模型）		（電話による確認の場合）1.5千円/利用者 （訪問による確認の場合）3千円/利用者	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金
通所介護事業所（大規模型（Ⅰ））			
通所介護事業所（大規模型（Ⅱ））			
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）			
認知症対応型通所介護事業所			
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）			
通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅰ））			
通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅱ））			
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			
訪問介護事業所			
訪問入浴介護事業所			
訪問看護事業所			
訪問リハビリテーション事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
夜間対応型訪問介護事業所			
居宅介護支援事業所	電話による確認※1	1.5（看護師等（※2）が協力した場合：4.5）（※3）千円/利用者	
	訪問による確認※1	3（看護師等（※2）が協力した場合：6）（※3）千円/利用者	
福祉用具貸与事業所		（電話による確認の場合）1.5千円/利用者 （訪問による確認の場合）3千円/利用者	
居宅療養管理指導事業所			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			

※1 1利用者につき、併給不可である。

※2 看護師、居宅管理療養指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）

※3 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと

別表第3（第2第1項関係）

1 区 分	2 基準額	3 対象経費
通所介護事業所（通常規模型）	200 千円／事業所	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金
通所介護事業所（大規模型（Ⅰ））	200 千円／事業所	
通所介護事業所（大規模型（Ⅱ））	200 千円／事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	200 千円／事業所	
認知症対応型通所介護事業所	200 千円／事業所	
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	200 千円／事業所	
通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅰ））	200 千円／事業所	
通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅱ））	200 千円／事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	200 千円／事業所	
訪問介護事業所	200 千円／事業所	
訪問入浴介護事業所	200 千円／事業所	
訪問看護事業所	200 千円／事業所	
訪問リハビリテーション事業所	200 千円／事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200 千円／事業所	
夜間対応型訪問介護事業所	200 千円／事業所	
居宅介護支援事業所	200 千円／事業所	
福祉用具貸与事業所	200 千円／事業所	
居宅療養管理指導事業所	200 千円／事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所	200 千円／事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	200 千円／事業所	

別表第4（第11関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（介護分）交付申請書 1 事業計画書 2 その他知事が必要と認めるもの	第1号 第2-2号 ※第2-1号	1部 1部 1部	別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（介護分）変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 その他知事が必要と認めるもの	第3号 第2-2号	1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の15日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（介護分）実績報告書 1 所要額精算書 2 精算払請求書 3 その他知事が必要と認めるもの	第4号 第5号 第6-2号	1部 1部 1部 1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から20日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日

※ 様式第2-1号は、オンライン請求システム、WEB申請システム・電子媒体（CD-R）申請用